

第 8 7 期 事 業 の ご 報 告

平成 2 7 年 4 月 1 日から
平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

株式会社 商工組合中央金庫

第87期事業のご報告目次

	頁
○第87期事業報告	1
1. 当金庫の現況に関する事項	1
2. 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項	14
3. 社外役員に関する事項	16
4. 当金庫の株式に関する事項	19
5. 会計監査人に関する事項	21
6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	22
7. 業務の適正を確保する体制	22
8. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要	25
9. 会計参与に関する事項	26
10. その他	26
○連結計算書類	27
1. 第87期末(平成28年3月31日現在)貸借対照表	27
2. 第87期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書	28
3. 第87期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書	29
4. 個別注記表	31
5. 第87期末(平成28年3月31日現在)連結貸借対照表	40
6. 第87期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書	41
7. 第87期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書	42
8. 連結注記表	43
○第87期附属明細書	57
○会計監査人監査報告書謄本	60
○監査役会監査報告書謄本	62

1 当金庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

[金融経済環境]

平成 27 年度のわが国経済をみますと、雇用環境や企業収益の改善による内需を中心とした景気回復が期待されましたが、年度後半には、金融市場の動揺や海外経済の減速を受けて、停滞感が広がりました。

個人消費は、年度前半は、雇用環境の改善を受けた所得の増加により、底堅い動きとなりました。しかし、年度後半には、金融市場の不安定な動きが消費者マインドの悪化につながり、弱さがみられました。公共投資は、政府が経済対策を実施していた過年度と比べると低水準となりました。輸出は、新興国を中心とした海外経済の減速から伸び悩みました。設備投資は、企業収益の改善による投資意欲の押上げが期待されましたが、新興国を中心とした海外経済の減速を受けた生産活動の停滞等もあり、小幅の増加にとどまりました。雇用情勢は、有効求人倍率や失業率が良好な水準で推移したことに加え、所定内給与を中心に賃金の上昇がみられました。また、消費者物価は、消費税率引き上げ影響の一巡や原油の国際価格の下落もあって、前年比でマイナスとなる場面もみられました。

中小企業についてみますと、当金庫の「中小企業月次景況観測」において、年度前半は、景況感に緩やかながら持ち直しの動きがみられましたが、年度後半は、新興国経済の減速に伴い輸出が伸び悩んだことによる国内生産活動の低迷などもあり、景況感は一進一退の動きがみられました。また、人手不足と回答した企業の割合はバブル崩壊以降で最も高くなっており、労働需給の逼迫による人件費負担の増加が懸念されています。

金融面につきましては、長期金利の緩やかな低下が続く中、平成 28 年 1 月に日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を発表したことで、10 年国債利回りが初めてマイナスとなる等、長期金利の低下傾向が強まりました。円の対ドル相場は、概ね横ばい圏内で推移していましたが、平成 28 年に入ると世界的なリスクオフの動きから円高傾向で推移しました。日経平均株価は、年度前半は景気回復期待を受けて上昇したものの、年度後半は夏以降の世界的な株価の下落を受けて軟調な展開となりました。

[事業の経過及び成果]

こうした金融経済環境の中、当金庫は、「中小企業と中小企業組合の皆さまの成長に貢献する」という使命の実現に向け、セーフティネット機能の発揮に万全を期す等、組織をあげて最大限の対応を図ってまいりました。

セーフティネット機能の発揮では、災害の復旧・復興や原材料・エネルギーコストの急変等による中小企業の業績や資金繰りへの影響を踏まえ、危機対応業務の実施が責務とされた指定金融機関として、その機能発揮に全力をあげて取り組みました。危機対応業務全

体の累計実績は、制度開始以降、21万件、11兆8千億円を超える規模となりました。こうした中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化への支援を通じて、地域の雇用維持、経済の安定化に大きく貢献してまいりました。

また、地方公共団体や地域金融機関、経済団体等とそれぞれの特色を活かしながら連携し、当金庫の全国に広がる店舗網を活かしたネットワーク機能や総合的な金融機能を結集し、グループ一体となって、お取引先の成長支援や再生支援等、地域経済活性化への取り組みを強化しました。

成長支援については、戦略的に海外展開を行う中小企業、地域経済への波及力の高い地域中核企業に対し地域金融機関等と協調し、リスクマネーを供給いたしました。また、集約化や生産性向上等の設備資金ニーズに対しても迅速かつ的確に成長マネーを供給する等、お取引先の持続的成長を支援しました。平成22年7月に制度を開始した「成長・創業支援プログラム」の貸出件数は2万6千件、金額では1兆6千億円を超える実績となりました。

再生支援については、中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構等の各支援機関との連携を更に深めました。また、経営改善が必要なお取引先に対しては、経営改善計画策定支援やそのフォローに取り組み、業況が改善しているお取引先に対しては新たな成長に向けた金融取引の正常化の支援に取り組みました。

加えて、「経営者保証に関するガイドライン」に適切に対応するとともに、停止条件付連帯保証制度の対象拡充や地域金融機関へのノウハウ提供も行いました。

なお、平成25年3月末で「中小企業者に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）が終了しましたが、終了後も返済条件の変更を希望されるお取引先に対しては、実情に応じ懇切・丁寧に対応しております。平成21年12月以降、条件変更に応じた件数は19万6千件、金額では7兆4千億円を超える実績となりました。

「資金調達基盤の拡充」については、新型定期預金「マイハーベスト」やインターネットバンキングサービスの推進等により、預金の受入れ強化を図りました。また、お取引先の利便性やセキュリティ向上に向けたインフラ整備等を行いました。平成27年5月に熊本支店の建替えを実施し、平成28年2月に福島支店を移転する等、お客さまの一層の利便性向上に向けた営業拠点の整備に取り組みました。

「健全な経営基盤の構築」については、事務の集中化やシステム化等、一層の業務効率化に積極的に取り組みました。

「内部態勢整備」については、お取引先の満足度を高めるとともに、社会やお取引先の信頼をより強固なものにしていくため、引き続き研修等を通じたコンプライアンスの徹底に取り組みました。また、IR活動や対外広報を積極的に行うほか、中小企業の皆さまのご意見やご助言等を当金庫の業務運営に適切に反映させるため、経営諮問委員会をはじめ、様々なお取引先との懇談の場を設け、コミュニケーションの一層の向上に努めました。

加えて、平成27年5月の「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」により、他の事業者との間の適正な競争関係の確保が求められることとなりました。これを踏まえ中小企業金融に係る方や学識経験者のご意見・ご助言等を当金庫の業務運営に適切に反映させるため、取締役会の諮問機関として平成27年12月に業務運営委員会を設置しました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

(預金)

預金は、定期預金等が増加した結果、期末残高は前期末比 1,456 億円増加し、5 兆 1,648 億円となりました。

(債券)

債券は、売出債が減少した結果、期末残高は前期末比 167 億円減少し、4 兆 8,168 億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、セーフティネット機能等を発揮し、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、期末残高は前期末比 363 億円増加し、9 兆 5,395 億円となりました。

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比 31 億円増加し、265 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 35 億円増加し、178 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場動向を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 2,279 億円減少し、1 兆 7,035 億円となりました。

(総資産)

総資産は、期末残高は前期末比 580 億円減少し、12 兆 5,074 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 124 億円増加し、24 兆 845 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、為替取引等が減少した結果、前期比 3 億 8 百万ドル減少し、69 億 57 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益が減少したこと等から前期比 104 億円減少し、1,702 億円となりました。経常費用は、資金調達費用や与信費用が減少したこと等から前期比 79 億円減少し、1,367 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 25 億円減少し、335 億円となり、当期純利益は前期比 40 億円減少し、115 億円となりました。

[対処すべき課題]

景気は緩やかに回復をしているものの足下では停滞感が広がっており、原材料価格の高止まりや人手不足の影響等により、中小企業の業績や資金繰りは依然として楽観できない状況にあります。さらに、4月に発生した熊本地震は、中小企業に大きな被害を及ぼしており、その復旧・復興に向けた取組みは極めて重要であります。

また、将来的には人口減少時代の本格到来やグローバル化の一層の進展が見込まれ、中小企業の経営ニーズは、一層高度化・多様化することが考えられます。そうした経営ニ

ズに対し、セーフティネット機能はもとより、ネットワーク機能やソリューション機能を最大限活かし、中小企業や地域経済を支えていくことは当金庫の使命そのものであります。

日本銀行による一段の追加金融緩和により、金融機関を取り巻く経営環境はさらなる大きな変化が見込まれますが、この変化に的確に対応しつつ、引き続き皆さまから信頼され選ばれる金融機関として、中小企業と中小企業組合の企業価値向上や地域活性化への貢献に全力をあげて取り組んでまいります。

まず、業績や資金繰りに影響が生じている中小企業からの借入相談に対しては、懇切・丁寧を旨とし、個々の相談者の事情に十分配慮しつつ対応してまいります。また、危機対応業務の実施を責務とする指定金融機関として、危機対応業務の迅速な実施を図り、引き続きセーフティネット機能の発揮に組織をあげて最大限の対応を図ってまいります。

成長支援については、戦略的に海外展開を行う中小企業、地域経済への波及力の高い地域中核企業に加え、地域資源の活用にも他の事業者と連携して取り組む中小企業や中小企業組合に対し、地域金融機関等と協調し、リスクマネーを供給してまいります。事業再編や構造改革の動きが加速することが見込まれる中、「海外展開支援」、「M&Aや事業承継支援」、「ビジネスマッチング」等への取組みを強化してまいります。

さらに、再生支援については、各支援機関との連携を一層強化し、経営改善計画の策定支援やそのフォロー等のコンサルティング機能の発揮、抜本的な再生支援、金融取引の正常化支援等に取り組んでまいります。

これら諸課題への取組みの強化に加え、安定的な調達基盤の拡充や一層の経営合理化に取り組むことで健全な経営基盤を構築し、当金庫の使命である中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献してまいります。

当金庫は、今年度創立 80 周年を迎えます。株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
預 金	43,147	48,574	50,191	51,648
定期性預金	25,123	29,938	31,405	32,782
その他	18,024	18,635	18,785	18,865
債 券	50,191	48,252	48,335	48,168
貸 出 金	95,490	94,884	95,031	95,395
融資対象団体等向け	93,474	92,760	92,869	93,267
融資対象団体等向け以外	2,016	2,123	2,162	2,127
特 定 取 引 資 産 (トレーディング資産)	257	246	234	265
特 定 取 引 負 債 (トレーディング負債)	169	151	142	178
有 価 証 券	21,597	19,711	19,314	17,035
国 債	17,346	16,128	15,525	12,480
その他	4,251	3,582	3,788	4,554
総 資 産	123,580	124,596	125,655	125,074
内 国 為 替 取 扱 高	219,599	233,339	240,720	240,845
外 国 為 替 取 扱 高	8,086 百万ドル	7,651 百万ドル	7,266 百万ドル	6,957 百万ドル
経 常 利 益	26,659 百万円	26,777 百万円	36,037 百万円	33,525 百万円
当 期 純 利 益	13,835 百万円	12,519 百万円	15,600 百万円	11,567 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	6 円 35 銭	5 円 75 銭	7 円 16 銭	5 円 31 銭

注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 平成 24 年度の経常利益は、第 84 期事業報告においては 26,695 百万円と記載されておりましたが、正しくは上記の通り 26,659 百万円です。

(参考) 連結業績

(単位：億円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経 常 収 益	2,277	2,196	2,129	2,044
経 常 利 益	286	274	381	349
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	150	128	168	124
純 資 産 額	8,850	8,845	9,022	9,038
総 資 産	124,144	125,241	126,338	125,704

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,924 人	3,975 人
平 均 年 齢	40 年 2 月	40 年 5 月
平 均 勤 続 年 数	17 年 5 月	17 年 9 月
平 均 給 与 月 額	477 千円	469 千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 (1)	5 (1)
東 北 地 区	9 (1)	9 (1)
関 東 甲 信 越 地 区	32 (3)	32 (3)
東 海 地 区	10 (1)	10 (1)
北 陸 地 区	4 (—)	4 (—)
近 畿 地 区	14 (—)	14 (—)
中 国 地 区	10 (1)	10 (1)
四 国 地 区	4 (—)	4 (—)
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 (1)	12 (1)
国 内 計	100 (8)	100 (8)
海 外 計	1 (—)	1 (—)
合 計	101 (8)	101 (8)

注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。

2. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
3 カ 所	3 カ 所

ロ 当年度新設営業所
該当ございません。

ハ 代理組合等の一覧（当年度末）

	氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
1	北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
2	札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
3	ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
4	函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
5	空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
6	十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
7	釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
8	青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
9	石巻商工信用組合	宮城県石巻市恵み野三丁目1番地1	信用協同組合
10	古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
11	仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
12	秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
13	北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
14	山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
15	山形第一信用組合	山形県東置賜郡高畠町大字高畠687番地	信用協同組合
16	福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
17	いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
18	相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
19	会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
20	茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
21	真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
22	那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
23	あかぎ信用組合	群馬県前橋市千代田町五丁目17番3号	信用協同組合
24	群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
25	ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
26	熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
27	埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
28	房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
29	銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の15	信用協同組合
30	君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
31	全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
32	東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
33	文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
34	東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
35	東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合
36	江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
37	青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
38	中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
39	共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合

40	七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
41	大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
42	第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
43	神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
44	横浜中央信用組合	神奈川県横浜市中区蓬萊町二丁目3番地	信用協同組合
45	小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
46	相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町半原4177番地	信用協同組合
47	新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
48	興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
49	新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
50	さくらの街信用組合	新潟県阿賀野市中央町1丁目9番1号	信用協同組合
51	協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
52	三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
53	巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
54	新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
55	塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
56	糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
57	富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
58	金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
59	石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
60	山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
61	都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
62	長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
63	岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市今沢町17番地	信用協同組合
64	イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
65	飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
66	益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
67	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
68	静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
69	浜松信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
70	沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
71	三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
72	富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
73	島田信用金庫	静岡県島田市本通三丁目2番の1	信用金庫
74	磐田信用金庫	静岡県磐田市中泉一丁目2番地1	信用金庫
75	焼津信用金庫	静岡県焼津市栄町三丁目5番14号	信用金庫
76	掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
77	富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
78	遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
79	岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
80	信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区則武一丁目5番1号	信用協同組合
81	豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合

82	愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目 41 番地	信用協同組合
83	三河信用組合	愛知県蒲郡市神明町 12 番 20 号	信用協同組合
84	滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光 2 番 45 号	信用協同組合
85	京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町 7 番地	信用金庫
86	京都北都信用金庫	京都府宮津市字鶴賀 2054 番地の 1	信用金庫
87	大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目 4 番 3 号	信用協同組合
88	成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目 11 番 9 号	信用協同組合
89	大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目 9 番 18 号	信用協同組合
90	大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目 21 番 40 号	信用協同組合
91	のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目 3 番 5 号	信用協同組合
92	大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町 19 番 14 号	信用協同組合
93	兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目 4 番 17 号	信用協同組合
94	淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目 3 番 17 号	信用協同組合
95	鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町 645 番地	信用金庫
96	米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目 5 番 1 号	信用金庫
97	倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目 60 番地	信用金庫
98	島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町 252 番地 1	信用金庫
99	島根益田信用組合	島根県益田市駅前町 14 番 23 号	信用協同組合
100	朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目 6 番 19 号	信用協同組合
101	信用組合岡山商銀	岡山県岡山市北区野田二丁目 7 番 9 号	信用協同組合
102	笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡 2388 番地の 40	信用協同組合
103	広島市信用組合	広島県広島市中区袋町 3 番 17 号	信用協同組合
104	広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町 1 番 17 号	信用協同組合
105	信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町 4 番 12 号	信用協同組合
106	両備信用組合	広島県府中市元町 462 番地の 10	信用協同組合
107	備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目 2 番 3 号	信用協同組合
108	山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目 2 番 40 号	信用協同組合
109	徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町 8 番地	信用金庫
110	阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町 28 番地 14	信用金庫
111	香川県信用組合	香川県高松市亀井町 9 番地 10	信用協同組合
112	土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲 2137 番地 1	信用協同組合
113	宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市小筑紫町小筑紫 267 番地 6	信用協同組合
114	福岡県南部信用組合	福岡県久留米市合川町字十三部 31 番地の 3	信用協同組合
115	福岡県中央信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目 10 番 17 号	信用協同組合
116	とびうめ信用組合	福岡県福岡市東区箱崎一丁目 10 番 8 号	信用協同組合
117	九州幸銀信用組合	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 2 番 12 号	信用協同組合
118	佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市新中町 2 番 15 号	信用協同組合
119	佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目 3 番 1 号	信用協同組合
120	佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原 4369 番地 1	信用協同組合
121	長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町 1 番 2 号	信用協同組合
122	長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町 3 番 27 号	信用協同組合
123	長崎県民信用組合	長崎県佐世保市下京町 9 番 12 号	信用協同組合

124	佐世保中央信用組合	長崎県佐世保市宮崎町3番18号	信用協同組合
125	福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
126	熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
127	大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
128	宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙8241番地2	信用協同組合
129	鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
130	奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
131	株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
132	コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
133	株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
134	全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	2,459
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
本店耐震改修工事	620
熊本支店建替え	505

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	昭和37年9月8日	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、計算受託業務	昭和48年12月14日	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都中央区京橋三丁目3番2号	福利厚生業務	昭和57年11月25日	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	昭和47年6月22日	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング業務	昭和49年12月10日	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	昭和57年10月8日	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	平成3年1月22日	70百万円	100.00	—

注1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子会社等有する議決権の比率です。

4. 連結対象の子会社等は上記7社です。

重要な業務提携の概況

該当ございません

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、平成 28 年 3 月 31 日現在、418 の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、香港上海銀行及びバンクネガラインドネシアと業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。

株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社

4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。

株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
杉山 秀二	取締役社長（代表取締役）	—	—
木村 幸俊	取締役副社長（代表取締役）	—	—
森 英雄	取締役副社長（代表取締役） 秘書室、経営企画部	—	—
菊地 慶幸	取締役常務執行役員 総務部、人事部	—	—
門田 光司	取締役常務執行役員 資金証券部、組織金融部	—	—
佐藤 昌昭	取締役常務執行役員 広報部、与信統括部	—	—
小野口 勇雄	取締役常務執行役員 市場営業部、国際部 ソリューション事業部	—	—
清水 紀男	取締役常務執行役員 調査部、統合リスク管理部	—	—
岡村 正	取締役（社外取締役）	日本商工会議所名誉会頭 東京商工会議所名誉会頭 株式会社 IHI 社外取締役	—
小島 順彦	取締役（社外取締役）	三菱商事株式会社取締役会長 （平成 28 年 3 月 31 日退任） 三菱重工業株式会社社外取締役 武田薬品工業株式会社社外取締役	—
加藤 隆一	常勤監査役	—	—
大森 通伸	常勤監査役（社外監査役）	—	—
利重 徹	監査役	—	—
多比羅 誠	監査役（社外監査役）	ひいらぎ総合法律事務所弁護士	—
本橋 美智子	監査役（社外監査役）	本橋総合法律事務所弁護士	—

(退任役員)

辛島 哲郎	取締役常務執行役員 審査本部	—	平成 27 年 6 月 23 日 辞任
藤田 巳幸	取締役常務執行役員 資金証券部、組織金融部	—	平成 27 年 6 月 23 日 辞任

注 1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として常務執行役員を選任しております。

2. 社外取締役小島順彦氏は、平成 28 年 4 月 1 日付で三菱商事株式会社取締役相談役に就任しております。

3. 当事業年度中に辞任した役員の地位及び担当は、辞任時のものです。
4. 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。
補欠監査役 末吉 亙

(2) 会社役員に対する報酬等

i) 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12人	187 (うち報酬以外の金額20)
監査役	5人	51 (うち報酬以外の金額2)
計	17人	238 (うち報酬以外の金額23)

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額20百万円以内、監査役については月額5百万円以内です。
 3. 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額19百万円及び役員退職慰労金1百万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。
 4. 上記の取締役及び監査役の支給人数には、平成27年6月23日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
 5. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めております。

① 報酬

区分	支給月額	
取締役社長	1,959,872円	(1,211,000円)
取締役副社長	1,785,086円	(1,103,000円)
専務取締役	1,644,285円	(1,016,000円)
取締役常務執行役員	1,503,485円	(929,000円)
常勤監査役	1,428,311円	(882,550円)

- 注1. 当該「支給月額」を上限として報酬を支給し、その他賞与等の支給はありません。
2. ()内は、支給月額のうち、「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」を記載しております。

② 退職慰労金

退職の日における「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。

ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成27年6月23日開催の第7回定時株主総会の決議に基づき、以下のとおり退職慰労金を支払っております。

- ・取締役2名に対し計11百万円

（上記には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額10百万円が含まれております。）

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
岡村 正	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
小島 順彦	
多比羅 誠	
本橋美智子	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
岡村 正	日本商工会議所 名誉会頭 東京商工会議所 名誉会頭 株式会社IHI 社外取締役
小島 順彦	三菱商事株式会社 取締役会長（平成28年3月31日退任） 三菱重工業株式会社 社外取締役 武田薬品工業株式会社 社外取締役
大森 通伸	該当ございません。
多比羅 誠	ひいらぎ総合法律事務所 弁護士
本橋 美智子	本橋総合法律事務所 弁護士

注1. 社外取締役小島順彦氏は平成28年4月1日付で三菱商事株式会社取締役相談役に就任しております。

2. 当金庫は、日本商工会議所と覚書を締結し、各地商工会議所と連携した提携ローンの取扱いや地域再生・活性化に係る情報交換等を行っております。

3. 当金庫と株式会社IHIとの間には特別な関係はありません。

4. 当金庫と三菱商事株式会社、三菱重工業株式会社及び武田薬品工業株式会社との間に

は特別な関係はありません。

5. 当金庫とひいらぎ総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

6. 当金庫と本橋総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
岡村 正	12 ヶ月 (通算4年9 ヶ月)	当期開催の取締役会 15 回のうち 13 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
小島 順彦	12 ヶ月 (通算2年9 ヶ月)	当期開催の取締役会 15 回のうち 13 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
大森 通伸	12 ヶ月 (通算3年9 ヶ月)	当期開催の取締役会 15 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 16 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
多比羅 誠	12 ヶ月 (通算7年6 ヶ月)	当期開催の取締役会 15 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 16 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
本橋 美智子	12 ヶ月 (通算1年9 ヶ月)	当期開催の取締役会 15 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 16 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

注1. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第 370 条及び当金庫定款第 26 条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面による決議を 1 回行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	34 (うち報酬以外の金額1)	該当ございません。

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額0百万円及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額0百万円を含めております。

社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数 25,810名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.67%
株 式 会 社 珈 栄 舎	6,087	0.27
関 東 交 通 共 済 協 同 組 合	5,980	0.27
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300	0.24
大 阪 船 場 繊 維 卸 商 団 地 協 同 組 合	4,810	0.22
北 央 信 用 組 合	4,662	0.21
東 京 木 材 問 屋 協 同 組 合	4,626	0.21
東 京 カ メ ラ 流 通 協 同 組 合	3,633	0.16
富 士 市 浮 島 工 業 団 地 協 同 組 合	3,300	0.15
協 同 組 合 小 山 教 育 産 業 グ ル ー プ	3,214	0.14

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数（10,005千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000千株	46.67%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	695,823	31.96
事 業 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	630,569	28.97
事 業 協 同 小 組 合	0	0.00
信 用 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	62,871	2.88
企 業 組 合	2,381	0.10
協 業 組 合	7,681	0.35
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	24,595	1.13
商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会	1,825	0.08
生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会	3,879	0.17
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	594	0.02
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,368	0.15
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	—	—
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	420,955	19.34
そ の 他	1,798	0.08

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式10,005千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ

- 算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwC あらた監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 大木 一昭 指定社員 業務執行社員 公認会計士 白畑 尚志 指定社員 業務執行社員 公認会計士 男澤 顕	120	①報酬等について監査役会が会社法第 399 条第 1 項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下の通り同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、監査人数・時間・報酬について計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し監査役会で検討した結果、当年度の監査計画における見積りは相当と認められることから、当該報酬額に同意する。」 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・海外支店設立に関するアドバイザー・サービス業務 ・システム障害管理手法の高度化等に関するアドバイザー・サービス業務 等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は 127 百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第 340 条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたしません。

ロ 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
ロ. コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
ハ. 取締役会は、コンプライアンス統括室に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。
ニ. コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
ホ. 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
ヘ. 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ. 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。
ロ. 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
ロ. 取締役会及び経営会議等は、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
ハ. 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
ロ. 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
ハ. 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。

- ニ. 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。
- (5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当会社の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。
- ロ. 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。
- ハ. 子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。
- ニ. コンプライアンス統括室は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
- ホ. 子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
2. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制
- イ. 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締り会及び経営会議に報告する。
- ロ. 当会社は、統合的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。
3. 当会社の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。
- ロ. 取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
- ハ. 統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。
- ニ. 子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行う。
4. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
5. その他
- イ. 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
- ロ. 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。
- (6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置する。
 - ロ. 監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係については、監査役と事前に協議する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - イ. 取締役及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
 - ハ. 社内及び社外に設置した内部通報窓口で内部通報があった場合、コンプライアンス統括室は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - 2. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - イ. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。
 - ロ. 子会社等の社内及び社外に設置した内部通報窓口で内部通報があった場合、コンプライアンス統括室は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - 3. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当会社及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - ハ. 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
 - ニ. 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
 - ホ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。

8 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下の通りであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」、「コンプライアンス規程」を承認し、役職員に周知しております。また、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法を具体的に示したコンプライアンス・ハンドブックを制定し、全役職員へ配布し組織全体に周知しております。
法令や内部規定に抵触する事案等が発生した場合は、速やかに取締役、常務執行役員及び監査役へ報告を行う体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外窓口を設置）を整備しております。
反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録等の保存・管理を行っております。
- (3) 損失の危険の管理に関する取組みの状況
取締役会は半期毎に、リスク管理にかかる取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、リスク管理規程等の見直し要否を決定しております。
監査部門は、取締役会が承認した「内部監査規程」に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び経営会議に報告しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。当事業年度は取締役会を15回開催しております。
中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、当事業年度は平成27年6月及び平成27年12月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。
- (5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について半期毎に取締役会及び経営会議に報告しております。
- (6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築しております。また、その体制について検証を行っております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置しております。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する

体制

監査役が出席する取締役会ほか重要な会議において、取締役及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の審議・決定事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

平成27年4月から28年3月までの間に計4回、代表取締役と監査役間の意見交換を行っております。

9 会計参与に関する事項

会計参与を設置していません。

10 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めはありません。

第87期末（平成28年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,178,446	預 金	5,164,801
現 金	24,847	当 座 預 金	507,010
預 け 金	1,153,598	普 通 預 金	1,218,751
コ ー ル 口 一 ン	21,294	通 知 預 金	41,311
買 入 金 銭 債 権	26,267	定 期 預 金	3,278,280
特 定 取 引 資 産	26,576	そ の 他 の 預 金	119,447
商 品 有 価 証 券	3,369	譲 渡 性 預 金	126,924
特 定 金 融 派 生 商 品	23,206	債 券 発 行 高	4,816,868
有 価 証 券	1,703,504	債 券 発 行 高	4,816,868
国 債	1,248,051	コ ー ル マ ネ ー	383
地 方 債	50,058	売 現 先 勘 定	13,525
社 債	330,324	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	105,546
株 式	34,279	特 定 取 引 負 債	17,834
そ の 他 の 証 券	40,789	特 定 金 融 派 生 商 品	17,834
貸 出 金	9,539,544	借 用 金	1,059,189
割 引 手 形 付	206,260	借 入 金	1,059,189
手 形 貸 付	331,520	外 国 為 替	85
証 書 貸 付	8,011,820	外 国 他 店 預 り	2
当 座 貸 越	989,942	外 国 他 店 借	58
外 国 為 替	16,877	売 渡 外 国 為 替	16
外 国 他 店 預 け	8,060	未 払 外 国 為 替	8
買 入 外 国 為 替	1,245	そ の 他 負 債	160,833
取 立 外 国 為 替	7,571	未 払 法 人 税 等	7,063
そ の 他 資 産	32,593	未 払 費 用	8,114
前 払 費 用	5,529	前 受 収 益 金	10,362
未 収 収 益 金	6,739	従 業 員 預 り 金	3,842
金 融 派 生 商 品	1,875	金 融 派 生 商 品	432
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	12,063	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	15,307
そ の 他 の 資 産	6,384	リ ー ス 債 務	4
有 形 固 定 資 産	41,970	資 産 除 去 債 務	121
建 物	15,665	未 払 債 券 元 金 債	80,208
土 地	23,309	そ の 他 の 負 債	35,375
リ ー ス 資 産	4	賞 与 引 当 金	4,400
建 設 仮 勘 定	607	退 職 給 付 引 当 金	19,897
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,383	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	99
無 形 固 定 資 産	12,772	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	5,257
ソ フ ト ウ ェ ア	11,675	環 境 対 策 引 当 金	158
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,097	支 払 承 諾	102,574
前 払 年 金 費 用	20,917	支 払 承 諾	100,965
繰 延 税 金 資 産	44,393	代 理 貸 付 保 証	1,609
支 払 承 諾 見 返	102,574	負 債 の 部 合 計	11,598,380
支 払 承 諾 見 返	100,965	（純資産の部）	
代 理 貸 付 保 証 見 返	1,609	資 本 金	218,653
貸 倒 引 当 金	△260,244	危 機 対 応 準 備 金	150,000
		特 別 準 備 金	400,811
		資 本 剰 余 金	0
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	118,975
		利 益 準 備 金	19,712
		そ の 他 利 益 剰 余 金	99,262
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	541
		特 別 積 立 金	49,570
		繰 越 利 益 剰 余 金	49,150
		自 己 株 式	△1,026
		株 主 資 本 合 計	887,413
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,695
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	21,695
資 産 の 部 合 計	12,507,488	純 資 産 の 部 合 計	909,108
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,507,488

第87期 (平成27年4月1日から) 損益計算書
平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	170,250
資	金 運 用 収 益	143,702
	貸 出 金 利 息	132,291
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	7,807
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	51
	買 入 現 先 利 息	6
	預 け 金 利	1,397
	そ の 他 の 受 入 利 息	2,147
役	務 取 引 等 収 益	11,110
	受 入 為 替 手 数 料	1,568
	そ の 他 の 役 務 収 益	9,541
特	定 取 引 収 益	5,191
	商 品 有 価 証 券 収 益	160
	特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	5,031
そ	の 他 業 務 収 益	3,641
	外 国 為 替 売 買 益	1,674
	外 国 債 等 債 券 売 却 益	1,966
そ	の 他 経 常 収 益	6,605
	債 権 却 債 権 取 立 益	52
	株 式 等 売 却 益	856
	そ の 他 の 経 常 収 益	5,696
経	常 費 用	136,724
資	金 調 達 費 用	17,655
	預 金 利 息	4,339
	讓 渡 性 預 金 利 息	257
	債 券 利 息	8,606
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	9
	売 入 現 先 利 息	30
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	20
	借 入 金 利 息	4,319
	そ の 他 の 支 払 利 息	72
役	務 取 引 等 費 用	3,835
	支 払 為 替 手 数 料	392
	そ の 他 の 役 務 費 用	3,442
特	定 取 引 費 用	17
	特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	17
そ	の 他 業 務 費 用	743
	国 債 等 債 券 売 却 損	130
	国 債 等 債 券 償 却	544
	国 債 券 発 行 費 償 却	16
	金 融 派 生 商 品 費 用	51
営	業 他 経 常 費 用	78,618
そ	の 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	32,677
	貸 出 金 償 却	346
	株 式 等 売 却 損	113
	株 式 等 償 却	30
	そ の 他 の 経 常 費 用	2,687
経	特 常 別 利 益	33,525
	特 別 固 定 資 産 処 分 益	22
	特 別 固 定 資 産 処 分 損	302
	減 損 損 失	196
	減 損 損 失	106
税	引 前 当 期 純 利 益	33,246
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 計 益	14,128
法	人 税 等 調 整 額	7,549
法	人 税 等 純 利 益	21,678
当	期 純 利 益	11,567

第87期（平成27年4月1日から） 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資 本 剰 余 金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	0
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	0	0
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0	0

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	18,813	571	49,570	42,949	111,905	△1,015	880,354	
当期変動額								
剰余金の配当	899			△5,397	△4,497		△4,497	
当期純利益				11,567	11,567		11,567	
自己株式の取得						△10	△10	
自己株式の処分						0	0	
固定資産圧縮積立金の積立		12		△12	-		-	
固定資産圧縮積立金の取崩		△43		43	-		-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	899	△30	-	6,200	7,069	△10	7,058	
当期末残高	19,712	541	49,570	49,150	118,975	△1,026	887,413	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	17,923	17,923	898,277
当期変動額			
剰余金の配当			△4,497
当期純利益			11,567
自己株式の取得			△10
自己株式の処分			0
固定資産圧縮積立金の積立			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,771	3,771	3,771
当期変動額合計	3,771	3,771	10,830
当期末残高	21,695	21,695	909,108

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(2) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

追加情報

（特別準備金）

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は、次の性格を有しております。

- （1）剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- （2）欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- （3）自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- （4）仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

（危機対応準備金）

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- （1）剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- （2）欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- （3）危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- （4）仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,441百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は68,203百万円、延滞債権額は381,299百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は571百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,370百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は464,443百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、207,506百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	850,352百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,343百万円
売現先勘定	13,525百万円
債券貸借取引受入担保金	105,546百万円
借入金	540,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券62,171百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金・敷金等2,151百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,028,534百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが986,020百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 65,200百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 17,523百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は182,989百万円であります。
13. 関係会社に対する金銭債権総額 14,947百万円
14. 関係会社に対する金銭債務総額 6,592百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	62百万円
役員取引等に係る収益総額	18百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	81百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	2百万円
その他の取引に係る費用総額	5,226百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	9,937	67	0	10,005	(注)
合計	9,937	67	0	10,005	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成28年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	359

2. 満期保有目的の債券 (平成28年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	529,823	545,339	15,515
	社債	20,612	20,908	295
	小計	550,436	566,247	15,810
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		550,436	566,247	15,810

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成28年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	3,441
関連法人等株式	—
合計	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	20,075	7,616	12,459
	債券	1,066,975	1,053,062	13,912
	国債	718,228	707,650	10,577
	地方債	50,058	49,495	563
	社債	298,688	295,916	2,771
	その他	40,789	35,429	5,360
	小計	1,127,840	1,096,108	31,731
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	1,476	1,927	△451
	債券	11,022	11,091	△68
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	11,022	11,091	△68
	その他	8,149	8,149	—
	小計	20,648	21,168	△520
合計	1,148,488	1,117,277	31,211	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	9,286
その他	0
合計	9,286

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,265	846	83
債券	591,683	1,966	130
国債	591,683	1,966	130
その他	891	10	29
合計	594,839	2,823	244

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、564百万円（うち、株式19百万円、社債544百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	63,592百万円
その他	9,680
繰延税金資産小計	73,272
評価性引当額	△18,112
繰延税金資産合計	55,159
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	9,516
子会社株式	701
固定資産圧縮積立金	237
前払年金費用	310
その他	0
繰延税金負債合計	10,766
繰延税金資産の純額	44,393百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.91%から、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに解消が見込まれる一時差異については30.73%に、平成30年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異については30.49%となります。この税率変更により、繰延税金資産は2,085百万円減少し、その他有価証券評価差額金は514百万円、法人税等調整額は2,600百万円それぞれ増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 164円61銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの当期純利益金額 5円31銭

第87期末（平成28年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,178,517	預 金	5,158,981
コールローン及び買入手形	21,294	譲 渡 性 預 金	126,924
買 入 金 銭 債 権	26,267	債 券	4,816,468
特 定 取 引 資 産	26,576	コールマネー及び売渡手形	383
有 価 証 券	1,700,178	売 現 先 勘 定	13,525
貸 出 金	9,525,155	債券貸借取引受入担保金	105,546
外 国 為 替	16,877	特 定 取 引 負 債	17,834
そ の 他 資 産	122,614	借 用 金	1,120,189
有 形 固 定 資 産	43,059	外 国 為 替	85
建 物	16,181	そ の 他 負 債	167,312
土 地	23,803	賞 与 引 当 金	4,629
リ ー ス 資 産	2	退 職 給 付 に 係 る 負 債	26,385
建 設 仮 勘 定	607	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	136
その他の有形固定資産	2,465	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	5,257
無 形 固 定 資 産	12,694	環 境 対 策 引 当 金	158
ソ フ ト ウ ェ ア	11,610	そ の 他 の 引 当 金	73
その他の無形固定資産	1,083	繰 延 税 金 負 債	54
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,440	支 払 承 諾	102,623
繰 延 税 金 資 産	52,502	負 債 の 部 合 計	11,666,570
支 払 承 諾 見 返	102,623	（純資産の部）	
貸 倒 引 当 金	△261,333	資 本 金	218,653
		危 機 対 応 準 備 金	150,000
		特 別 準 備 金	400,811
		資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	126,186
		自 己 株 式	△1,026
		株 主 資 本 合 計	894,624
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,722
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△16,245
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	5,477
		非 支 配 株 主 持 分	3,796
		純 資 産 の 部 合 計	903,898
資 産 の 部 合 計	12,570,469	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,570,469

第87期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	204,406
	資 金 運 用 収 益	143,668
	貸 出 金 利 息	132,252
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	7,810
	コールローン利息及び買入手形利息	51
	買 現 先 利 息	6
	預 け 金 利 息	1,397
	そ の 他 の 受 入 利 息	2,148
	役 務 取 引 等 収 益	11,642
	特 定 取 引 収 益	5,191
	そ の 他 業 務 収 益	37,364
	そ の 他 経 常 収 益	6,540
	償 却 債 権 取 立 益	52
	そ の 他 の 経 常 収 益	6,488
経	常 費 用	169,456
	資 金 調 達 費 用	17,859
	預 金 利 息	4,338
	譲 渡 性 預 金 利 息	257
	債 券 利 息	8,605
	コールマネー利息及び売渡手形利息	9
	売 現 先 利 息	30
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	20
	借 用 金 利 息	4,525
	そ の 他 の 支 払 利 息	72
	役 務 取 引 等 費 用	3,878
	特 定 取 引 費 用	17
	そ の 他 業 務 費 用	31,861
	営 業 経 費	79,854
	そ の 他 経 常 費 用	35,984
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	32,780
	そ の 他 の 経 常 費 用	3,204
経	常 利 益	34,950
特	別 利 益	31
	固 定 資 産 処 分 益	31
特	別 損 失	311
	固 定 資 産 処 分 損 失	205
	減 損 損 失	106
	税金等調整前当期純利益	34,670
	法人税、住民税及び事業税	14,570
	法人税等調整額	7,634
	法人税等合計	22,205
	当期純利益	12,464
	非支配株主に帰属する当期純利益	3
	親会社株主に帰属する当期純利益	12,461

第87期（平成27年4月1日から） （平成28年3月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	危機対応 準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	118,223	△1,015	886,672
当期変動額							
剰余金の配当					△4,497		△4,497
親会社株主に帰属 する当期純利益					12,461		12,461
自己株式の取得						△10	△10
自己株式の処分				0		0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	0	7,963	△10	7,952
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0	126,186	△1,026	894,624

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	17,950	△6,139	11,810	3,796	902,280
当期変動額					
剰余金の配当					△4,497
親会社株主に帰属 する当期純利益					12,461
自己株式の取得					△10
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,771	△10,105	△6,333	－	△6,333
当期変動額合計	3,771	△10,105	△6,333	－	1,618
当期末残高	21,722	△16,245	5,477	3,796	903,898

連結注記表

I 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項、株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項及び同条第3項に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

II 会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として、時価のある株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 環境対策引当金の計上基準

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

10. その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金及び将来のキャッシング利息返還損失見込額を一括計上した利息返還損失引当金であります。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(2) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

14. 消費税等の会計処理

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当金庫の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当金庫は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響はありません。

追加情報

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 10百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は68,203百万円、延滞債権額は381,301百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は571百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,370百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は464,446百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、207,506百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	850,352百万円
------	------------

担保資産に対応する債務

預金	6,343百万円
売現先勘定	13,525百万円
債券貸借取引受入担保金	105,546百万円
借入金	540,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券62,171百万円を差し入れております。
また、その他資産には、金融商品等差入担保金12,063百万円、保証金・敷金等2,237百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,011,058百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが968,544百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 71,772百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 17,523百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は182,989百万円であります。

(連結損益計算書関係)

「その他の経常費用」には、貸出金償却364百万円及び株式等償却30百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	9,937	67	0	10,005	(注)
合計	9,937	67	0	10,005	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	1.0円(注)	平成27年3月31日	平成27年6月25日
	普通株式 (政府以外分)	3,481百万円	3.0円		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	利益剰余金	1.0円(注1)	平成28年 3月31日	平成28年6月23日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	3,481百万円		3.0円		

(注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク（信用リスク）があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

債券及び借入金は、一定の環境の下で当金庫グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や通貨スワップ取引等があります。当金庫グループでは、これらを利用して、有価証券、債券、借入金、外貨建ての貸出金に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査本部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融资会議等を開催し、付議しております。さらに、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、統合リスク管理部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、バンキング業務、トレーディング業務毎に複数のカテゴリーに区分した上で、経営会議やALM会議等が設定した10bpv（金利の10ベース・ポイント（0.10%）の上昇が時価に与える影響額）やバリュー・アット・リスク（VaR）の限度額に基づき金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利リスクの状況を把握し、評価損益や10bpv、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式については、純投資目的と政策投資目的で運用方針を区分し、以下のとおり管理をしております。

純投資株式については、経営会議やALM会議が設定した保有残高やV a Rの限度額に基づき価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。

政策投資株式については、取締役会が年度間総合計画において、保有残高の限度額を決定しております。政策投資株式のうち上場株式についてもV a Rの限度額を設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続き等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において純投資株式や政策投資株式の残高や評価損益、V a R等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) 特定取引目的の金融商品

当金庫グループでは、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうち特定取引目的として保有している金融商品に関するV a Rの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

平成28年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で541百万円であります。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。平成27年度のトレーディング業務に関して実施したバックテストングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 特定取引目的以外の金融商品

特定取引目的以外で保有している主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券と株式、満期保有目的の債券に分類される債券、「現金預け金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引と通貨スワップ取引であります。これらの金融商品に関するV a Rの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間1ヵ月～1年、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

平成28年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング以外の業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で8,347百万円となっております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫グループでは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産及び金融負債について、10bpvを金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成28年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント上昇したものと想定した場合には、金融商品の時価が3,303百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利に10ベース・ポイントを超える変動が生じた場合等には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(追加情報)

当金庫グループにおけるリスク計量手法の高度化を目的として、V a Rの算定方法を、分散共分散法からヒストリカル・シミュレーション法に変更しております。また、それに伴い、主な前提条件のうち、観測期間を、1年から5年に変更しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況は統合リスク管理部において把握し、日次で担当役員に、四半期毎に代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,178,517	1,178,517	—
(2) 特定取引資産			
売買目的有価証券	3,369	3,369	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	550,436	557,626	7,189
その他有価証券	1,140,414	1,140,414	—
(4) 貸出金	9,525,155		
貸倒引当金（*1）	△257,269		
	9,267,885	9,378,268	110,383
資産計	12,140,624	12,258,197	117,572
(1) 預金	5,158,981	5,161,565	2,584
(2) 譲渡性預金	126,924	126,929	5
(3) 債券	4,816,468	4,815,685	△783
(4) 借入金	1,120,189	1,124,030	3,841
負債計	11,222,563	11,228,211	5,647
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,815	6,815	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	6,815	6,815	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	9,327
② その他	0
合 計	9,327

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	359

2. 満期保有目的の債券（平成28年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	529,823	545,339	15,515
	社債	20,612	20,908	295
	小計	550,436	566,247	15,810
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		550,436	566,247	15,810

3. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	20,151	7,652	12,498
	債券	1,066,975	1,053,062	13,912
	国債	718,228	707,650	10,577
	地方債	50,058	49,495	563
	社債	298,688	295,916	2,771
	その他	40,789	35,429	5,360
	小計	1,127,915	1,096,144	31,770
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,476	1,927	△451
	債券	11,022	11,091	△68
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	11,022	11,091	△68
	その他	8,149	8,149	—
	小計	20,648	21,168	△520
合計		1,148,563	1,117,313	31,250

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,265	846	83
債券	591,683	1,966	130
国債	591,683	1,966	130
その他	891	10	29
合計	594,839	2,823	244

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、564百万円（うち、株式19百万円、社債544百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.91%から、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに解消が見込まれる一時差異については30.73%に、平成30年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異については30.49%となります。この税率変更により、繰延税金資産は2,500百万円、繰延税金負債は1百万円、退職給付に係る調整累計額は385百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は515百万円、法人税等調整額は2,629百万円それぞれ増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 160円48銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 5円72銭

第87期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 附属明細書

平成28年5月16日作成
平成28年6月8日備付

住所 東京都中央区八重洲2-10-17
株式会社 商工組合中央金庫
代表取締役 杉山 秀二

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率 (注1)
有形固定資産			(103)			(103)	
建物	15,348	1,971	167	1,486	15,665	53,416	77.32%
土地	23,310	—	0	—	23,309	—	—
リース資産	7	—	—	2	4	3,304	99.85%
建設仮勘定	766	1,616	1,776	—	607	—	—
その他の有形固定資産	3,003	534	11	1,142	2,383	8,585	80.85%
有形固定資産計	42,436	4,122	1,955	2,631	41,970	65,306	61.42%
無形固定資産							
ソフトウェア	11,617	4,307	0	4,248	11,675	33,975	74.42%
その他の無形固定資産	2,591	586	2,081	0	1,097	182	58.40%
無形固定資産計	14,208	4,894	2,081	4,249	12,772	34,157	74.31%

(注) 1. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。
2. () 内は、減損会計に伴い帳簿価額を減額したものです。

(2) 債券発行高

(単位：百万円)

債券の種類	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
利付債(5年債)	3,121,680	2,965,668	△156,012
利付債(1年債)	88,700	77,500	△11,200
利付債(3年債)	1,440,300	1,534,600	94,300
利付債(10年債)	182,900	239,100	56,200
合計	4,833,580	4,816,868	△16,712
うち政府引受	—	—	—

(注) 政府保証債は発行しておりません。

(3) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当期減少額		当 期 末 残 高	計上理由 及び算定方法
			目的使用	その他 (注)		
貸倒引当金	245,043	89,424	17,475	56,747	260,244	
一般貸倒引当金	56,747	65,637	—	56,747	65,637	
個別貸倒引当金	188,296	23,787	17,475	—	194,607	
賞与引当金	4,310	4,400	4,310	—	4,400	
役員退職慰労引当金	88	21	10	—	99	
睡眠債券払戻損失引当金	5,010	1,390	1,143	—	5,257	
環境対策引当金	185	—	24	2	158	
計	254,636	95,236	22,963	56,749	270,159	

(注) 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、洗替による戻入56,747百万円であります。環境対策引当金の当期減少額（その他）は、引当超過による戻入2百万円であります。

(4) 資本金と準備金

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
資本金	218,653	218,653	—
危機対応準備金	150,000	150,000	—
特別準備金	400,811	400,811	—
利益準備金	18,813	19,712	899

(5) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給料・手当	38,967
退職給付費用	3,550
福利厚生費	307
減価償却費	6,881
土地建物機械賃借料	5,029
営繕費	2,002
消耗品費	798
給水光熱費	767
旅費	756
通信費	1,028
広告宣伝費	905
諸会費・寄付金・交際費	1,050
租税公課	4,471
その他	12,101
計	78,618

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の内職の状況

区分	氏名	兼職法人等名	役職	摘要
取締役	岡村 正	日本商工会議所 東京商工会議所 株式会社 I H I	名誉会頭 名誉会頭 取締役 (社外取締役)	
取締役	小島 順彦	三菱商事株式会社 三菱重工業株式会社 武田薬品工業株式会社	取締役会長 (平成28年3月31日退任) 取締役 (社外取締役) 取締役 (社外取締役)	
監査役	多比羅 誠	ひいらぎ総合法律事務所	弁護士	
監査役	本橋 美智子	本橋総合法律事務所	弁護士	

(注) 社外取締役小島順彦氏は平成28年4月1日付で三菱商事株式会社取締役相談役に就任しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一昭 ㊟

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白畑 尚志 ㊟

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社商工組合中央金庫
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一 昭 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び本部関係部署から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 業務の適正を確保する体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役 加藤 隆一 ⑩

常勤監査役(社外監査役) 大森 通伸 ⑩

監査役(社外監査役) 多比羅 誠 ⑩

監査役 利重 徹 ⑩

監査役(社外監査役) 本橋 美智子 ⑩